

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷十第

行發日一月六年九正大

論 說

財産税の利弊……………法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(五)……………文學博士 三浦 周行

Jan de Witt に就きて(二・完)……………法學博士 財部 靜治

龔自珍の農宗說……………文學士 小島 祐馬

明治の米價調節(七・完)……………法學士 本庄榮治郎

人格主義の立場に於ける經濟と人生の考察(一)……………法學士 石川 興二

時事問題

目下の恐慌及び失業……………法學博士 戸田 海市

恐慌の對策と銀行業者……………法學士 大森 研造

雜 錄

北米合衆國に於ける農耕地……………法學博士 高岡 熊雄

沙見法學士に答ふ……………農學博士 武藤 山治

經濟生活の道德化……………法學博士 神戸 正雄

古代に於ける植民史訓……………法學博士 山本美越乃

附錄……………本誌第十卷總目錄……………

明治の米價調節 (七完)

本庄榮治郎

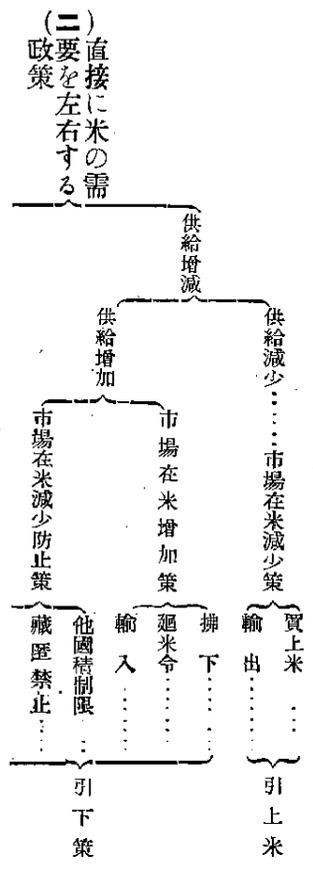
第六章 結 論

以上説き去り説き來りて明治年間に於ける米價調節の事例は略ぼ之を明かにするを得たり。乃ち茲に本稿を了るに臨み、調節の方法背景等につき簡単に記述する所あらんとす。

一、調節の方法

今、明治時代に行はれたる各種調節方法を表示すれば左の如し。

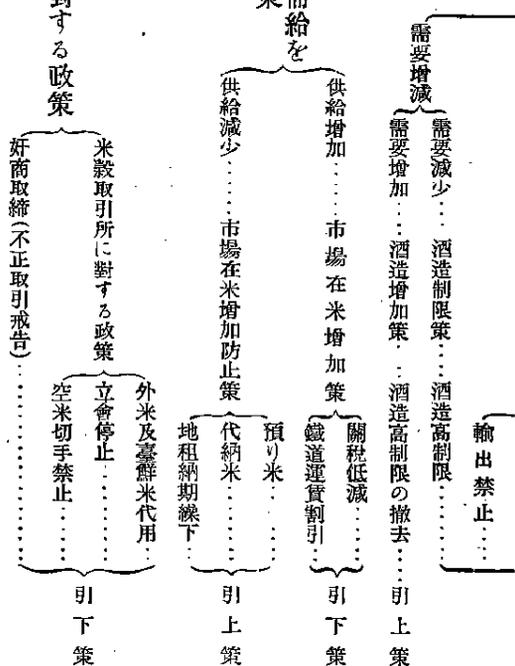
(一) 價格に對する政策……………米價制限……………引下策



論 說 明治の米價調節(七完)

第十卷 (第六號 五七) 七八一

(三) 間接に米の需給を左右する政策



(四) 取引機關に對する政策

之を徳川幕府の行ひし調節策¹⁾と比較するに、先づ價格政策については、徳川時代において、米價法定策は、享保二十年及び二十一年に亘りて江戸大阪に於て嚴に實行せられたる所にかゝると雖、明治二年大阪に於ける米價制限は一時行はれたる如き形跡を存するに留まり彼此同日の談にあらず。故に價格政策としては、明治時代には何等行ふ所なかりしとするも大なる過誤には非るべき也。

次に直接に米の需給を左右する政策の中、供給増減策については徳川時代には町人をして強制

1) 拙著江戸幕府の米價調節 62 頁

的に買米をなさしめ、又は圍米廻米等に制限を附すること履行はれたる所なれども、明治時代に入りてはかくの如きことは多く行はれざるに至れり。而して需要増減策としての飯米の節約、酒造制限、酒造奨勵等の方法も徳川時代に於ては常に行はれたる所なるも、明治に入りては三年以後にはかくの如き方法も亦見るを得ざることゝなれり。之に反して徳川時代には藩外輸出入政策は行はれたるも、外國輸出入のことについては鎖國の當然の結果として、この事例を存せざりしと雖、明治開國以後は米穀の輸出、輸入、輸出禁止等の方法により内地米穀の在高を左右せしこととは屢々行はれたる所とす。

次に間接に米の需給を左右する政策としては、徳川時代には資金融通政策を採り、諸侯拜借金、米商拜借金、御用金等の方法が履行はれたるも、明治時代に於ては、全くその趣を異にし、關稅政策、納租關係の政策によりて間接に米の需給に影響を與へんとしたるものなり。

最後の取引機關に對する政策については取引所に對する干涉、奸商取締等は徳川時代に於ても明治時代に於ても共に行はれたる所とす。たゞ外米及び臺灣米代用等の方法は明治時代に特異の方法にして、帳合米相場の公許、米商株仲間の設定停止を以て米價調節策として之を行ひしは徳川時代における特殊の方法となさざるを得ず。

思ふに徳川時代における鎖國的政策に反して明治時代の開國貿易政策は米價調節の方面に於て

も一新方法を採用するに至らしめ、又前時代の社會に於ては保守的專制的色彩の強かりしに反して、後時代には進取的自由的色彩を加へ、經濟事情の大に變化するに至りしことは米價を法定し町人をして強制買米又は圍米をなさしめ、或は御用金により、又は株仲間制度によりて米價の調節をなす如き、舊制度の最早行はるゝを得ざるに至りし所以といはざる可らず。余はさきに江戸幕府の米價調節に就ては、(一)當時における米の政治上財政上の地位か、現今と大に趣を異にせる爲め、その調節策についても政治的財政的意義を含めること、(二)江戸幕府の一般行政政策か保護干渉の色彩を帶ふること強きか爲め、今日に於ては到底行ふを得ざるか如き方法も、當時に於ては屢實施せられたることを擧げたるが、このことは明治時代の米價調節と對比するに及んで一層明かなりといふべし。

之を要するに明治初十年の内には徳川時代に行はれたる方法と相類する方法も往々にして行はれたりと雖、その以後に於ては専ら貯蓄米制度、常平局の設置により、米穀の買上拂下の方法により或は米穀の輸出入、外米代用等の關係により、又預り米、代納米、地租納期繰下等の納租關係の方法によりて米價の調節を期せんとせしものにして、殊に地租及び外國貿易の關係は明治時代における米價調節の背景として逸す可らざるの事實とす。乞ふ少しく之を述べん。

二、米價調節とその背景

(イ)地租。明治の初年に於ては租税は尙物納金納并ひ存し九年三月に至りて漸く米穀の出納を廢止したることは既に述べたる所の如し。而して之か爲めに農民は米穀を貨幣と交換して租税を納むることとなり、農民の負擔は米價下落の際に於て従前に比して甚だ重きを加ふるに至れり。されは地租改正事業の繼續せる間は、政府の米價調節策も、多くはこの事業と形影相伴ひて行はれたるか如き觀なきにあらず。かの預り米、及び、地租代米納制度の如きは、これによりて農民の米穀放賣を抑止し米價の下落を防ぐの目的を有せしものにして、地租金納のために生したる米價調節策たるはもとより否むを得ざる所也。

(ロ)貿易關係。米穀の輸出は明治の初年以降常に行はれたる所なりと雖、その如めに於ては米價調節の外、尙地租改正の關係にもよる所ありしか如く、其後通商上の關係之に加はり來り、更に明治十四五年以降に至りては此目的は一變して紙幣整理兌換準備に充つるための正貨の増殖を期せんかために行はるゝに至りし也。

即ち明治六年七月地租改正條例の公布について、同年八月一日より米麥の無稅輸出を許したるか如きは、もとより開國通商の大方針に依る所なりと雖、亦地租改正に伴ひ、米價の權衡を保つかため米穀輸出の必要一層大なるものありしに由るや明か也。米穀經理記事³⁾に曰く

『明治四年初めて郡縣の制度立ち全國の財政漸く一に歸し、於是乎大に地租改正の建議あり。其主旨とする處専ら金租を地券に

徴して作物の自由を民に授くるものなれば米穀供需の氣脈を一轉して海外貿易に連絡せざるべからずと方針輸出解禁の議是に胚胎す。此時に當てや海外米穀通商の形態も略之を洞察するを得たれば、便ち政府率先して廢藩拾收の米百十餘萬石を將て自から之を輸出し(中略)六年七月に造り大に令を布て米麥無稅を以て海外輸出するを公許し、數年の鎖禁法茲に初めて解散せり云々

而して明治九年已來の輸出米は、必竟國産を擴充して輸出入の均平を計らんとするの趣意に出でたるものとす。試に米穀經理記事にいふ所を掲げんか。

『按するに我國港市を開き廣く海外通商の約を結びしより已來逐年盛大に至りたるは吾人の欣慶する處なりしか、近來彼よりの輸入物我が需用を増し、反て我よりの輸出品彼の需用を減したるを以て出入比較恒に輸入多きに居るは、我國の經濟に於て殆ど憂心する所なり(中略)熟々慮ふに之が均平を畫策するは實に國産を振興するに在りと雖其產物や既に天賦美産の米穀あるあれば更に他物を起さんよりは寧ろ之が産出を増殖せしめ而して需用を海外に擴充せんことを畫策するに在りと、其故や凡そ我國産の最も大にして、最も成り易きは米穀を措て亦何にか資らん。所謂盛大に輸出する處は蠶糸、繭卵、茶の三品ありと雖も蠶糸や需用に變化ありて年々輸出に盛衰無しとせず、繭卵の如きは盛衰の最も甚しきものにして、而して年毎に衰微に至り殆ど後來を計策する能はざるの勢に至れり。特り茶に於ては概ね輸出定位あるか如しと雖も、之が需用は米國に止るものなれば其數も又際限あるべきなり。凡そ輸出品の利益限り無く且大なるものは消食の品種に如くは無しとす。然ば我國有の大産たる米穀を盛大に輸出するは無限の國益を起すの基本にして尙且當時就産に迷ふ處の士民を此農事に奨導するときは一には不毛の地拓け、一には士民の恒産を得、一には産出の米穀を増し、遂に輸入品を吞壓するも難きに非るべしと思考し切に該品輸出の盛大を希望するの外無かりき。然り而して九年已來連に大數の輸出来を計畫せられしは豈に欣抃の至りに耐へず』云々

即ち當初地租改正の斷行に伴ふ必然の結果として米麥の輸出を認めたる所のものが今や米穀を輸出物産の一大品に充て大に國益を畫策するの主眼となすに至りし也。而も日本米は決して小麥の

如く歐米各國民の「消食の品種」に非るのみならず、單に米食國民のみについて見るも、日本米が外國米に比して特殊の性質を有し、我國民が日本米に對して特殊の嗜好を有することは到底日本米を以て他の輸出品の如く世界的商品と同様に觀察するを得ず。従ひて之を以て輸出品の大宗となさんとの計畫は失當たるを免れずと雖、米價調節の一方策として考ふるときは、之れか輸出入の途を存することは一進歩たるを疑はざる也。

米穀の輸出は更に三轉して幣制整理問題と相關聯するに至れり。維新の初め兵馬倥傯國用多端にして國庫の歳入を以て之れに應ずるに足らず、政府は乃ち一時の急を救ふ爲め各種の紙幣を發行したるが、廢藩置縣後、各藩發行の紙幣も亦、政府の負擔に歸し、之れか整理のため更に紙幣の増發を來し、明治十年西南亂後に至りては、紙幣の濫發特に甚しく紙幣の下落愈急激となりしが、當時銀紙の差甚しき所以を以て銀價の騰貴せるためなりとし、或は銀貨を賣出し、或は民間に隱匿せる正貨を吸収して正貨の供給を増し、以て頻りに銀貨の騰貴を抑制せんとしたるも、何等の效なく、明治十三年九月始めて紙幣銷却に着手し引換準備たる正貨の増殖、兌換券發行の特權を有する中央銀行の設立等に力を致すに至りしが、政府が米の輸出を獎勵して以て正貨吸収の方法となすに至りしも亦這間の事に屬す。今十四年十一月大藏卿松方正義の正貨増殖に關する建議の一節に曰く。

5) 明治三十年幣制改革始末概要卷首
6) 同上 214 頁

「審に我國産業の情勢を觀察し又周く内外貿易の關係を考察するに、此際我政府が正貨増殖の一方便として之が荷爲換を間接に保護すべき物貨は、單一蠶糸製茶のみを以て要品とすへきに非ず、而して宜く我國最大の物産たる米穀をも亦右正貨増殖方便の要品中に加ふべきなり。(中略)苟も米を以て前陳方便中の要品となす以上は内國豐穰、塵に餘米ある處に在りては宜く機に乗り會に投して恰當の料理を施し、以て之を輸出し、以て前陳所謂正貨増殖の一助に供せざるべからず」云々

而して十五年十一月には更に海外へ米穀を輸出するの建議をなして曰く、

『米穀の儀は本邦最大の物産にして、其の豊凶と價値の最低とは財政上に影響する固より尠からず候處、凶歉の備は既に儲蓄法御施行相成候に付措て論せず、現今に於て豐熟の年有餘の米穀を消費する方法を豫定するは尤も急務に可有之、如何さなれば米價格外下落するときは唯に收税に困難なるのみならず農産進歩の前路を遮斷し商工凡百の事業に波及す可く、依て之を審察するに宜しく海外に輸出するの勝れるに若くは勿る可し。然るに該事業たる普通商賈の營み得ざるものは、内地に於て精良の米質を輸出するも、冷熱氣候の差違甚しき地方を經過するを以て、腐化缺減の虞なき能はず。加ふるに海上數萬里許多の日月を空費するを以て得失相償はざるに由るなり。而して政府に於て、舉行する時は、前件の願慮を要せざるのみならず、今や正貨稀少の際に在て、尙海陸軍省の如き必要缺く可らざるの費用は之を給せざるを得ず。既に正貨缺乏するときは他の方法に依り購求するに至り其の反射や遂に低幣の下落を來し、財政上の困難を胚胎するも知る可からず。故に目下の要務は勉めて輸出の物品を増加し正貨收入の計畫を盡さざる可からず。然るに内地有餘の米穀を海外に輸出するは一は以て政府の用度を給し、一は生産者の所得を保護し、有益無害にして所謂一舉兩得の事業に可有之、最も從來の經驗に依れば目前の計算に於て得失相償はざるの嫌なき能はず。然れども深く其の實を推究するときは決して否らざるものあり。(下略)』(十六年二月更に海外へ昆布)に述べたる所の如し。⁸⁾

常平局廢止の後、國債局に第三儲蓄を設け、爾後年々政府によりて米穀輸出行はれたることは既に述べたる所の如し。⁸⁾

7) 同上 222 頁 明治財政史第九卷
8) 第九卷六號 85 頁、第十卷三號 50 頁

の關係を加へ、更に三轉して正貨吸收幣制改革の問題と相關連する所あるに至りし也。單純なる米價調節のみを以てしては明治時代前半の米穀輸出を解明するに足らざる也。

(註) 右の如き輸出奨励の結果として米穀の輸出は明治十五年頃より二十六年頃に至るまでは輸出品中の重要な地位を占め或は生絲に次ぎて第二位を占めしことあり或は生絲茶に亞ぎて第三位に立ちしことありしが、其後外國貿易の狀態も次第に一變し綿織絲、羽二重、石炭等の輸出を見るに及んで、米は三十年には第六位に下り三十二年には第八位、三十二年には第六位となり、明治末年に及んでは米の輸出は在外本邦人の食料若くは糶料菓子料として少量に過ぎざる狀況となりしに反して外米の輸入は漸次増加して日露戰役當時には多額の輸入を見たること既に述べたる所の如し。この外米輸入には明治の前半に於ては、凶作其他の事情による米價の騰貴を緩和する爲めの輸入多かりしも、其以後には供給の不足を補ふための恒久的の輸入を見るに至り、外米需要は我邦に免るへからざる趨勢となれり。

(ハ)米價問題。以上の如く明治前半における米價調節は地租改正、正貨吸收等の國家財政上の重大なる事項を背景として行はれしものなるが、これ等諸問題はやがてその解決を見たるのみならず、立憲政治の確立、國民經濟の進歩に伴ひて、一般に自由思想發達し、政府亦立法に豫算に常に議會に束縛せられて以前の如く臨機に自由なる施設をなす能はず、且租稅制度上における地租の重要も亦従前の如くならず、他面に於ては米穀の需給關係は未だ必ずしも切迫するに至らざりしため(後述参照)二十三年以後に至りては暫時の間、以前の如き種々なる調節策を見さりしものなるが、其後明治の末年に至りては食糧問題米價問題としての米問題を生ずるに至りしもの也。即ち從來の米價調節は他の目的遂行の一手段として行はれたる如き不純なるものなるに反し、今や

9) 大日本外國貿易年表参照

米價調節そのものを目的として種々の政策を遂行するに至りし也。換言すれば明治年間の米價調節はその初めには農民のための米價調節にして、次きには幣制のためにする米價調節行はれ、最後に食糧問題としての米價調節行はれしものといふべき也。故にこの見地よりすれば二十三年以前には種々なる米價調節策行はれしに反し、其以後に於ては米價調節的施設を旨すべきもの甚た乏しきが故に、前期は之を米價調節時代と稱し、後期は米價放任時代と名づけ、明治の米價調節としては單に米價調節時代の二十三年までを主とすべきものなりとなすは、徒に影を捉へてその本體を逸せるものといふべく、余の全然賛同する能はざる所なり。純然たる米價調節は寧ろ二十三年以後に存することを考へざる可らず。

思ふに我國民生活の重要資料としての米穀問題は學界に於ては夙に研究せられしか如かりしも實際界に於ては比較的閑却せられたるか如き觀ありて、新聞雜誌上に米價問題の囂しく論議せらるゝに至りしは、明治の末年に至り米價が異常なる高騰をなしたるの時に在り。これより以後生活問題としての米價問題は一般人士の深甚なる注意を惹くに至りし也。然らば漸く明治の末年に至りて此問題の擡頭するに至りし所以は如何。今簡単にその理由を述べんに、上述の如く明治の初年に於ては六分作を以て上作となせし事實あり¹⁰⁾。又年々少からざる米穀の海外輸出はれしより見るも、當時米穀の生産と消費との間に幾分の餘裕を存し、内地の需要は内地に生産する所を

10) 明治年間米價調節沿革史 I-2 頁

11) 第九卷五號 73 頁

以て事足りし也。この狀況は明治の前半を通して見る所にして前掲の數字に徴するも明か也。然るにその後に至りては内地米生産の増加にもかゝはらず、人口の増加は頗る急激にして、且消費の向上するあり、一人に對する消費の割合は、明治の初めには七斗餘に過ぎざりしものが、次第に八斗に上り、九斗となり、遂に明治の末年には一石以上に昇り、内地生産額を以てしては到底消費の總額を充たす能はざること三十年以後連年例外なき事實たり(二十三年及び二十七年も内)。かくて輸出力は次第に減したるに反して、二十三年以後は形勢一變して輸入米年々に増加し、我國はその生活資料の補給を外國に仰かざるを得ざるに至りしなり。而して我國の如く土地狭く、人衆き國にありては、人口一人に對する耕作面積の割合が年々縮少し、土地に逼迫を感じるの結果下等地をも耕作し、且頗る集約的方法によらざるを得ずしてその生産費は次第に増加するに至り且上述の如き内地における生産消費の不適合によりて米價は次第に騰貴せしものなるが、此等の關係は年を追つて次第に著しく顯はれ來り、米價騰貴の比率は物價騰貴の比率と大なる懸隔を示すに至れり、これ等の關係は早晚食料問題米價問題の惹起すへき所因なりしが、明治の末年に至りては更に一時的原因例へば豊(四十一年)凶(四十三年)の關係、一般物價の下落(四十二年乃至)及び騰貴(其後)の關係、外米の騰貴(四十三、四十四年)并に外米關稅の増率(四十年)等の原因加はり來りて、米價の暴騰暴落を生ずるに至り、茲に於いてか、米穀の需給關係は一般世人の注目を惹くこととなり、所謂米

12) 第九卷一號 152 頁

13) 米に關する調査 141 頁

14) 東洋經濟新報米價の騰貴を論ず(590號以下)參照

三、調節の效果

明治年間米價調節の效果に就ては、既に前各章に於て之を論したる所なるが、概観すれば、貯蓄米制度時代の米價引上を除くの外は、大抵效果なかりしもの也。而して眞の米價調節時代と見るべき所謂外米時代に於ては、一方に、輸入米に高率の關稅を課し、以て從來内地米價の騰貴に伴ひて外米が自然に入り來りて以て多少とも調節するを得たるか如き作用を阻止しながら、他方に於ては、一時的姑息の關稅輕減其他の方法を以て之に臨みしものにして、寧ろ自家撞着の感なくんば非ず。その調節的效果の見るべきものなかりしはもとより當然なりと謂ふべき也。(完)

(附記) 明治の米價調節及び更に廣く明治の米問題につきては論すべき所、尙甚た多しと雖、既に多大の紙數を費したるを以て暫く本稿を以て完了とす。而して本篇の結構、内容等につきては雌黃を加ふべき所尙甚た多し。他日の改訂を期するもの也。